

第 94 号 議 案

訴えの提起について

長崎県は、次の者を相手として、沈没船引揚げ費用支払請求等の訴え（訴訟上の和解を含む。）を提起するものとする。

1 相手方

住 所	氏 名

2 訴えの内容

長崎県は、平成23年6月に長崎県対馬市の竹敷港（県管理港湾）において個人所有の漁船 [REDACTED] が沈没したため、沈没船所有者から「所有権放棄及び費用負担承諾書」を徴取のうえ、同年8月に沈没船引揚げを実施した。長崎県は、平成24年9月12日に納入通知書を送付して沈没船引揚げ等に要した費用を請求したが、沈没船所有者は一部未納のまま令和2年2月16日に死亡した。この未納額のうち、法定相続割合に応じて相続した額383,862円について、[REDACTED] に対し、支払いを求めるものである。

令和7年9月8日提出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

（提案理由）

沈没船引揚げ費用支払請求等の訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要がある。これが、この案を提出する理由である。